

岩手県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

岩手県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

岩手県食の安全安心推進条例（平成22年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、<u>同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品</u>を除く。）をいう。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
2	<p>第19条 特定事業者は、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 食品衛生法の規定に違反する食品等 <u>（同法第19条第2項の規定に違反するものについては、規則で定めるものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>第19条 特定事業者は、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 食品衛生法の規定に違反する食品等</p> <p>(2) <u>食品表示法（平成25年法律第70号）の規定に違反する食品及び添加物（第2条第2号の添加物をいう。）</u>であって、規則で定めるもの</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの</p> <p>2～5 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岩手県食の安全安心推進条例第19条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に着手した食品等の自主的な回収に係る報告について適用し、同日前に着手した食品等の自主的な回収に係る報告については、なお従前の例による。